

屋外食品販売貸付契約書

公立大学法人横浜市立大学（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）とは、公立大学法人横浜市立大学金沢八景キャンパスにおける屋外食品販売に関し、次のとおり契約を締結する。

なお、この契約書に記載のない事項は、「公立大学法人横浜市立大学土地・建物長期貸付要領」による。

（総則）

第1条 甲は、甲に所属する学生、教職員の福利厚生促進に資する目的をもって、この契約に基づく屋外食品販売（以下、「屋外販売」という。）を乙が行うことを認めるものとする。

2 屋外販売とは、車両又はテーブル等を使い、建物の出入り口の外で販売することをいう。

（屋外販売方法）

第2条 乙は、この契約の定めるところにより、屋外販売を実施する。

2 甲および乙は、屋外販売の実施について、随時協議を行い、共同して改善を図るものとする。

3 乙は、衛生諸法規を遵守し、善良なる管理者の注意をもって安全かつ良質な食品を提供するものとする。

（契約期間）

第3条 令和4年4月中旬～後期授業期間の前日（9月下旬）

ただし、上記期間中に両方で協議し継続が決まった場合は、乙からの書面により令和5年3月31日まで延長することができる。

（売上手数料）

第4条 乙は、売上金の一部を売上手数料として甲に納めるものとする。

2 乙は、毎月の売上数を、当該月の翌月5日前後まで甲に報告するものとする。書式については、甲と調整すること。

3 乙は、毎月の売上の総額に〇%を乗じて得られる売上手数料を、甲の発行する請求書により、請求書発行日から1か月以内に納めなければならない。なお、振込手数料は乙の負担とする。

（光熱水費）

第5条 屋外販売で屋外コンセントを使用する場合は100ボルト15アンペア以下とし、定格消費電力により算出した金額を支払う。

- 2 乙は、前項に定める光熱水費について、甲からの請求に基づき、甲の指定する金融機関口座に振り込むこと。なお、振込手数料は乙の負担とする。
- 3 甲からの支給は電気のみとし、水道、ガスの利用は認めない。

(販売日時等)

第6条 土、日、祝日、年末年始休業(12月29日～1月3日)、学生の休業期間及びその他本学の行事に基づく期間(入試、大学祭等)を除き販売期間とする。ただし、祝日については、開講日となっている場合は販売日に含むものとする。

また、学生の休業期間、土、日、祝日の本学の行事の販売及び悪天候での休止については双方協議の上、決定することとする。

販売時間は10時から15時の間とする。この間の11時から13時は必ず販売を行い、他は乙の判断で販売を短縮することができる。ただし、屋外販売日に需要が見込めないと乙が判断した場合、又は甲及び乙の事業により屋外販売ができない日時がある場合は、甲乙双方の事前協議により販売を中止することができる。

- 2 乙は、販売日時に販売する食品の在庫がなくなり次第、販売時間中であっても、販売を終了することができる。その場合は、甲にあらかじめ連絡をすること。
- 3 販売日時の変更及び延長は、甲乙協議して定める。

(販売場所)

第7条 販売場所は、横浜市立大学金沢八景キャンパスで甲が別紙平面図で指定した場所とする。

- 2 甲の事業により第1項で定める場所が使用できない場合は、甲の指定した場所で販売を行うものとする。

(営業上の損失)

第8条 第6条第1項に規定する販売の中止、第7条第2項に規定する販売場所の変更により生じた乙の営業上の損失等について、甲は一切の責任を負わない。

(自動車の出入り)

第9条 自動車の出入りの際に甲の敷地内で発生した接触事故等のトラブルについては、甲は一切の責任を負わない。

- 2 入講車両はあらかじめ「公立大学法人横浜市立大学構内交通規制実施要綱」に基づき通行許可申請をし、許可証を受けること。

(権利義務の譲渡、承継)

第10条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。

(転貸の禁止)

第11条 乙は、貸付された物件を他の者に転貸してはならない。

(施設等の使用)

第12条 乙は、使用する施設等を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。

2 机、椅子等販売に必要な機材は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、使用する設備等が滅失又は毀損したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 甲および乙は、この契約に際して、又は屋外販売上知り得た業務上の情報を秘密に保持し、契約期間中のみならず、この契約終了後も事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

(安全衛生)

第14条 乙は、食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）および同法施行規則（昭和23年7月23日省令第23号）に定める表示を行うこととする。

2 乙は、乙の責に帰すべき事由により、食中毒又は伝染病が発生した場合は、誠意をもって賠償の責に任ずるものとする。ただし、その原因等については所轄官公庁の判定に基づくものとする。

(提出書類)

第15条 乙は甲に次の書類を提出するものとする。

- (1) 販売日程表
- (2) 食品衛生法に基づく許可証（写し）
- (3) 車検証（写し）
- (4) 販売員名簿
- (5) 消防関係届出書類
- (6) 入構車両予定表

(損害賠償)

第16条 乙は、乙の責に帰すべき理由により、使用する施設等を滅失又は毀損した場合は、当該施設等の損害額に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(販売の禁止)

第17条 乙にこの契約に違反する行為又は法令、信義則に違反する行為があった場合、甲は乙に対し、屋外販売を禁止することができる。

(廃棄物)

第18条 乙は売れ残り、使用済み食品容器、ごみ等を必ず持ち帰り処分するものとする。

2 食品容器は可能な限りリサイクル品を使用する。

(その他遵守事項)

第19条 乙は、屋外販売にあたり次の各号を遵守しなければならない

- (1) 甲の敷地内での喫煙は一切禁止する。
- (2) 甲の事業に支障が出ないように十分注意し、ビラ配り又は音響機器、拡声器を使った営業行為は禁止する。
- (3) 屋外販売にあたり行列が発生した場合は、速やかに行列の整理を行い、トラブルが起らないよう十分注意すること。
- (4) 客引き等甲の学生及び教職員、来校者に対する迷惑行為は禁止する。
- (5) 屋外販売は第6条第1項に規定する販売時間中に行い、販売時間以外の販売は禁止する。
- (6) 第6条第1項に規定する時間以外は、甲の敷地への立ち入りを禁止する。

(不可抗力)

第20条 天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力によりこの契約の全部又は一部の履行の遅延又は不能が生じた場合は、甲および乙は共にその責を負わないものとする。

(契約内容の変更)

第21条 甲および乙は、必要があると認めるときは、屋外販売の契約内容を変更することができる。

2 前項の場合、甲乙協議のうえ、経費の負担、契約期間その他の契約内容を変更するものとする。

(契約の解除)

第22条 甲および乙は、どちらか一方がこの契約に定める義務を履行しなかった場合は、この契約を解除することができる。

2 甲および乙は、本契約期間中であっても、1か月前に文書をもって申し立て、甲乙双方協議のうえ契約を解除することができる。

(協議事項)

第23条 この契約に定めのない事項およびこの契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙が互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和4年〇月〇日

甲：横浜市金沢区瀬戸2番2号
公立大学法人 横浜市立大学
理事長 小山内 いくみ

乙：〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇

【注意】

契約内容については、販売事業者選定後、双方協議により決定することとします。